

泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト

(技術的能力 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等)

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	資料8-5
提出年月日	令和5年6月23日

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の回答予定時期
230314-12	1	1.12-21) 「原子炉格納容器及びアンユラス部の破損に至った場合」とした記載は、いずれか片方ではなく両方の破損を想定したものなのか確認の上、説明すること。	R5.3.14	回答済	R5.4.19 ヒアリング	PWRは、原子炉格納容器の外層がアンユラス部で覆われており、原子炉格納容器及びアンユラス部が両方破損した場合に、大気への放射性物質の拡散が発生すると想定される。このため、本文の「原子炉格納容器及びアンユラス部」の記載は現行通りとする。この記載は先行PWRと同様である。なお、とりまとめた資料-8の設備の相違①「アンユラス部」の記載理由を修正した。	第499回ヒアリング 資料3-2『泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.5.0)』 p.1.12-24 第499回ヒアリング 資料3-4『泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112-9 r.5.0)』 p.とりまとめた資料-8 p.1.12-22	
230314-13	2	1.12-21) シルトフェンスの設置に関して優先順位を記載しなくても良い理由を相違理由に記載し説明すること。	R5.3.14	回答済	R5.4.19 ヒアリング	海洋への放射性物質の拡散抑制におけるシルトフェンス設置（優先設置箇所）の記載に関し、以下のとおり相違理由を追記する。 泊は3箇所の集水桝全てにシルトフェンスを設置するため、優先順位等について記載していない。この記載方針については、放射性物質吸着剤の例ではあるが、島根の記載を参考にしている。	第499回ヒアリング 資料3-4『泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112-9 r.5.0)』 p.1.12-22	
230314-19	3	1.12-8) 女川の「ガンマカメラ」「サーモカメラ」について、相違理由を「BWR固有の対応手段」と整理できる妥当性を説明すること。	R5.3.14	回答済	R5.4.19 ヒアリング	ガンマカメラ及びサーモカメラについては、PWR先行プラントで導入した実績がなかったことから、BWRプラントで新たに導入された設備であると理解し、「BWR固有の対応手段」として整理していた。しかしながら、当該設備にPWR及びBWRの炉型による相違はなく、泊3号炉としても有効な手段となり得るものと考え、自主対策設備として配備することとする。これに伴い、当該設備や対応手順の追加等を実施した。	第499回ヒアリング 資料3-2『泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112 r.5.0)』 p.1.12-2~3, 5, 9, 11, 14~16, 22~24, 38~39, 56, 58, 62, 67 第499回ヒアリング 資料3-4『泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (SAT112-9 r.5.0)』 p.1.12-2~4, 8, 10, 12, 14, 20~21, 35~36, 51, 53, 57, 63	

*: 検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。